

第2回三重県環境審議会廃棄物部会 事項書

日時：令和7年5月29日（木）

10時00分～12時00分

場所：三重県合同ビル G101 会議室

1 開会

2 議事

次期「三重県循環型社会形成推進計画」に係る基本的な考え方について

3 閉会

【配付資料】

- 資料1 廃棄物・資源循環分野における施策動向
- 資料2 これまでの取組と残された主な課題
- 資料3 次期「三重県循環型社会形成推進計画」に係る基本的な考え方
- 資料4 次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策定スケジュール
- 参考資料1 三重県環境審議会廃棄物部会委員名簿
- 参考資料2 三重県環境審議会条例（抄）
- 参考資料3 次期「三重県循環型社会形成推進計画」構成イメージ

廃棄物・資源循環分野における施策動向

1 国の動向

○第六次環境基本計画（令和6年5月21日）

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画

- ・「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げる
「環境保全」を通じた、「現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類福祉への貢献」を目的としている。
- ・気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出す

○第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日）

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画

- ・循環経済への移行を前面に打ち出す
（資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされています。）
- ・気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献
 - ・資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能
 - ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決
 - ・多様な選択肢の中で、行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現
 - ・各主体の連携と役割
 事業者：環境配慮設計や再生材の利用率の向上、消費者への情報発信等
 NPO・NGO等：連携・協働のつなぎ手として、各主体による循環型社会形成に関する理解や活動を促進
 国民：リデュース・リユース・リサイクルや適正処理
循環型社会づくりの担い手として、より環境負荷の少ない豊かなライフスタイルへ転換
 学術・研究機関：客観的かつ信頼できる情報をわかりやすく提供
各主体の具体的な行動を促し支える
 地方公共団体：地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムを構築
- ・将来世代の未来につなげる国家戦略として策定

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月18日）

2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえる。廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画と整合。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和6年2月28日）

食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を総合的かつ計画的に推進するための食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

（参考）

・成長志向型の資源自律経済戦略（令和5年3月31日）

国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点の総合的な政策パッケージ

令和7年2月には、成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめを実施

2 県の取組

○強じんな美し国ビジョンみえ（令和4年10月）

おおむね10年先を見据えた、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示す県の長期構想

・資源の有効利用、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制されることで、持続可能な社会の実現に向けて取り組む

○三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年3月）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会をめざす

○みえ元気プラン（令和4年10月）

今後の三重の成長戦略として、「強じんな美し国ビジョンみえ」が掲げる基本理念「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて推進する取組内容をまとめた、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の中期の戦略計画

・パートナーシップで取り組む「3R+R」
・循環関連産業の振興による「3R+R」の促進
・廃棄物処理の安全・安心の確保
・廃棄物政策を通じた社会的課題の解決
・人材育成とICTの活用

○「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針（令和5年3月）

温室効果ガスの排出削減や気候変動への対応をリスクとしてだけとらえるのではなく、国のグリーン成長戦略等もふまえ、カーボンニュートラルの実現に向けた動きをチャンスととらえ、県内の産業・経済の発展につなげる

- ・プラスチック等の高度なリサイクル等の促進
- ・脱炭素化の促進により廃棄処理が懸念される製品のリサイクルの促進

○三重県食育推進計画（令和3年3月）

県民の皆さまの心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践に向けて、県の取り組むべき方針を定める

これまでの取組と残された主な課題

取組方向 1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・ 県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに資する情報を市町や関係団体と連携して発信していく必要がある。
- ・ 事業者による自主的な取組を一層促進するため、さまざまな機会を通じて優良な取組などの情報発信を行い「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組む必要がある。

取組方向 2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・ 動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進する必要がある。
- ・ 資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進める必要がある。

取組方向 3 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・ 排出事業者責任の徹底に向け、排出事業者による優良認定処理業者の活用や、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進する必要がある。
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、処分期間内に適正処理されるよう、PCB 特別措置法に基づく指導等を徹底する必要がある。
- ・ 災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、人材育成に取り組む必要がある。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き、ドローン、監視カメラやスマホ 110 番等の ICT を活用した効率的・効果的な監視・指導を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処する必要がある。
- ・ 不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設（解体）工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進める必要がある。
- ・ 行政代執行を終了した 4 事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続き水質モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションにより、安全・安心の確保に取り組む必要がある。

取組方向 4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・ プラスチックの資源循環を促進するため、排出される廃プラスチック類と製造事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の調査等を行い、事業者間の連携拡大につながる取組を進める必要がある。

- ・海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を行う必要がある。
- ・食品ロスの削減を継続的に進めていくため、小売店や飲食店等と連携した普及啓発に取り組むとともに、生活困窮者支援にもつながる三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加団体の拡大に取り組む必要がある。
- ・将来の廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、関連産業の振興及び循環的利用に係る体制構築に向けた仕組みの検討に取り組む必要がある。

取組方向5 人材育成とICTの活用

- ・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるように取り組む必要がある。

廃棄物処理の状況

1 一般廃棄物

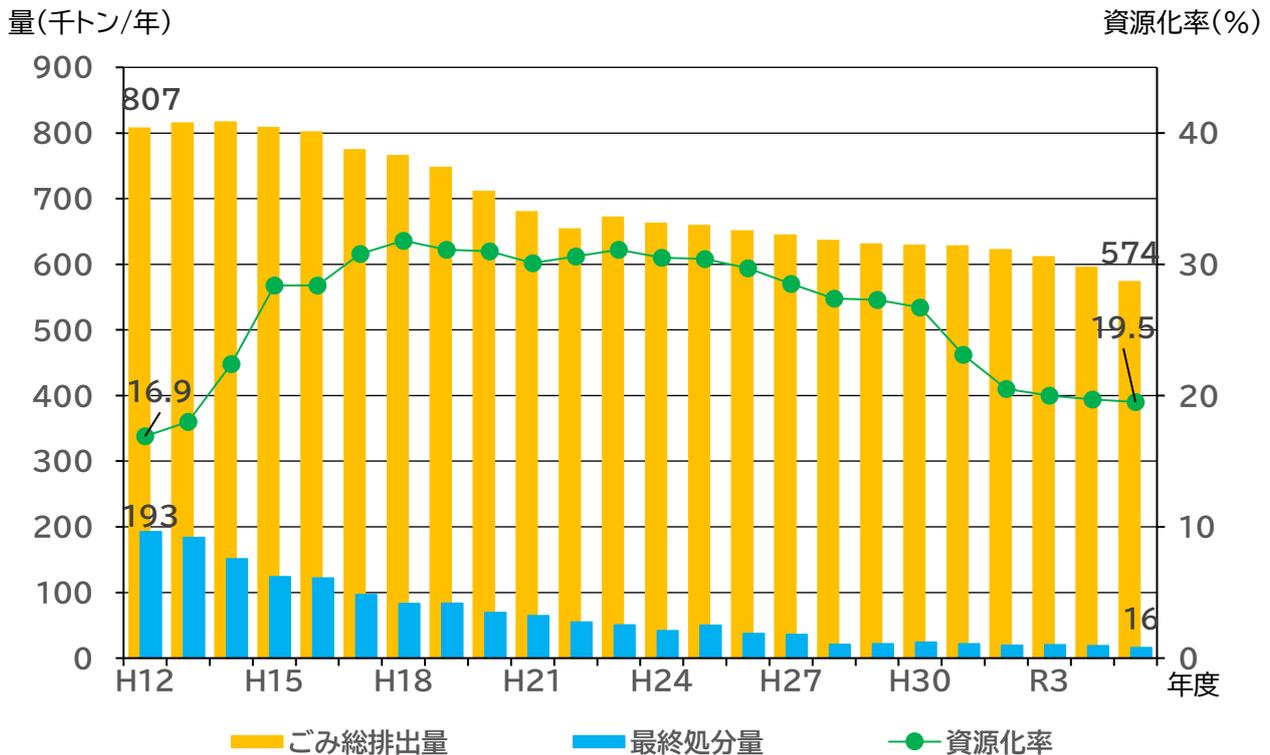
県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など多様な主体が連携した3Rの取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成22年度以降は横ばい傾向にあります。

令和5年度における県内のごみ総排出量は574千+となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみは407千+(70.9%)、事業者から排出される事業系ごみは158千+(27.6%)です。

1人1日あたりのごみ排出量は、平成12年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は減少が鈍化傾向であり、令和5年度は892g/人・日となっています。なお、三重県は家庭系ごみが多く、全国値より多い排出量で推移しています。

ごみの資源化率は、RDF化や焼却灰の資源化等が進んだことにより、全国よりも高い水準を維持していましたが、RDF焼却・発電事業の終了などにより、近年は減少傾向であり、令和5年度の資源化率は19.5%となっています。

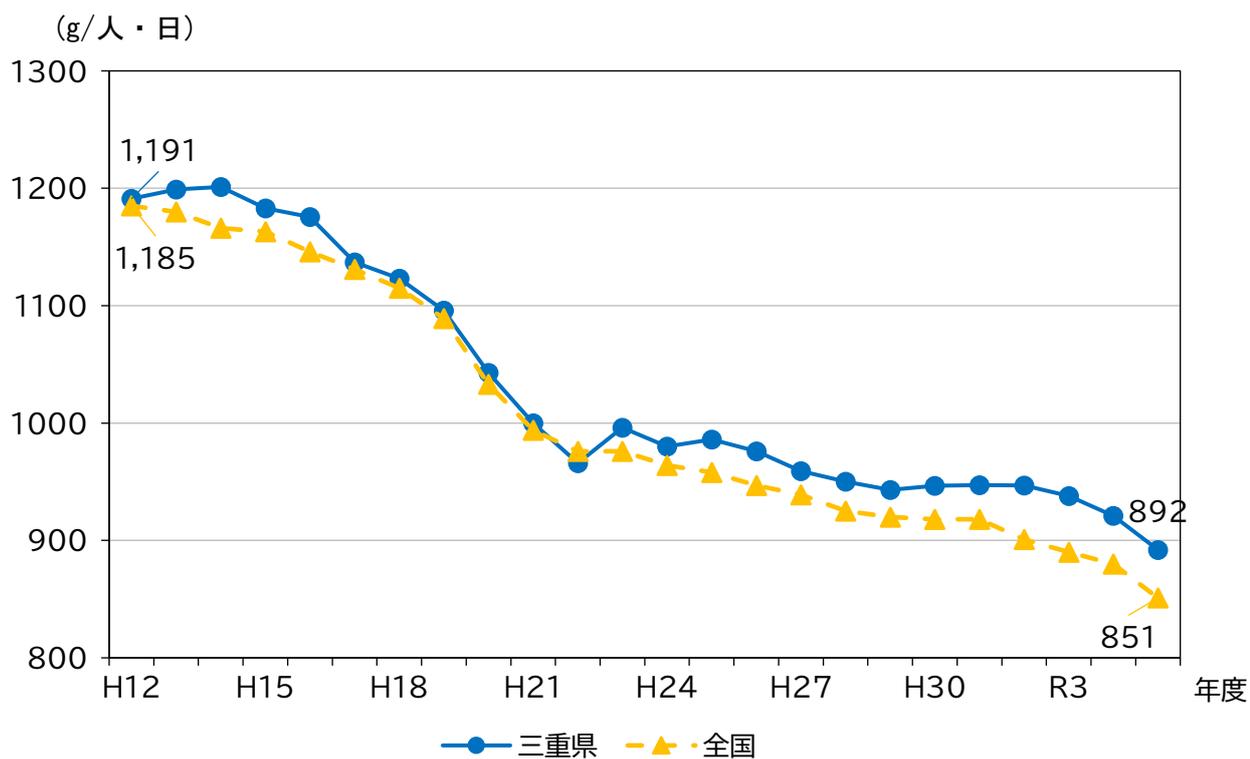
最終処分量は、令和5年度は16千+であり、平成12年度から着実に減少しています。



(注1) 災害廃棄物量は、家庭系ごみに含まれています。

(注2) ごみ排出量には、集団回収量は含めていません。

図1 一般廃棄物排出量等の推移



(注) 1人1日あたりのごみ排出量には、災害廃棄物は含めていません。

図2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

2 産業廃棄物

(1) 排出及び処理の状況

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制されるよう、国の制度や県の税制を活用しながら取組を進めてきましたが、産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量は、近年、増減を繰り返しており、明確な傾向はみられない状況です。

表1 排出量等の推移

(単位：千 t)

	平成 16 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
排出量	7,303	9,577	8,505	8,290	8,214
再生利用量	3,137	3,888	3,655	3,518	3,294
再生利用率	43.0%	40.6%	43.0%	42.4%	40.1%
最終処分量	281	420	304	335	222

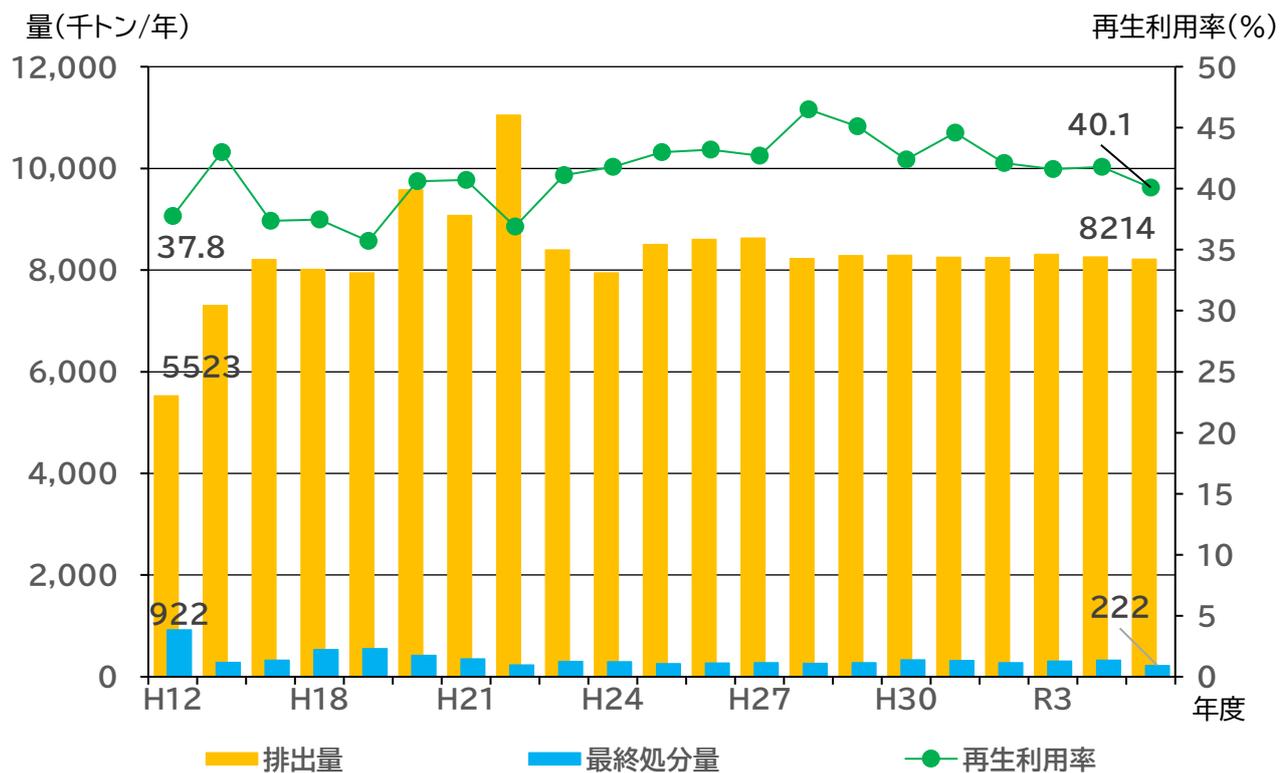


図3 産業廃棄物の排出量等の推移

(2) 産業廃棄物の監視・指導状況

令和6年度における産業廃棄物に係る監視・指導件数は3,004件で、これらに係る行政指導件数が1,150件、文書発出件数が76件、廃棄物処理法に基づく行政処分である事業停止命令が5件、業許可取消が1件でした。

表2 監視・指導状況の推移

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ監視・指導件数		3,780	3,668	3,298	3,369	3,004
行政処分・ 行政指導	指導件数	2,239	1,988	1,582	1,550	1,150
	文書発出件数	273	175	144	157	76
	改善命令	0	2	0	2	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	17	13	9	6	5
	業許可取消	4	2	6	7	1
	施設使用停止命令	4	1	0	0	0
	施設許可取消	0	0	2	1	0
告発	0	1	0	0	0	

(注) 上記件数には、欠格要件(他自治体による取消等)の許可取消は含まれていません。

表3 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件(数量t)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確認事案数		40 (792)	34 (988)	53 (509)	40 (676)	35 (79)
うち建設系廃棄物等		28 (780)	24 (971)	34 (339)	19 (420)	27 (73)
未撤去数(年度末)		12 (83)	16 (482)	24 (304)	28 (522)	23 (49)

(注) 数量tについては、令和6年度末時点で把握できたもののみ集計しています。

(注) 未撤去数(年度末)については、令和6年度末時点の状況を示しています。

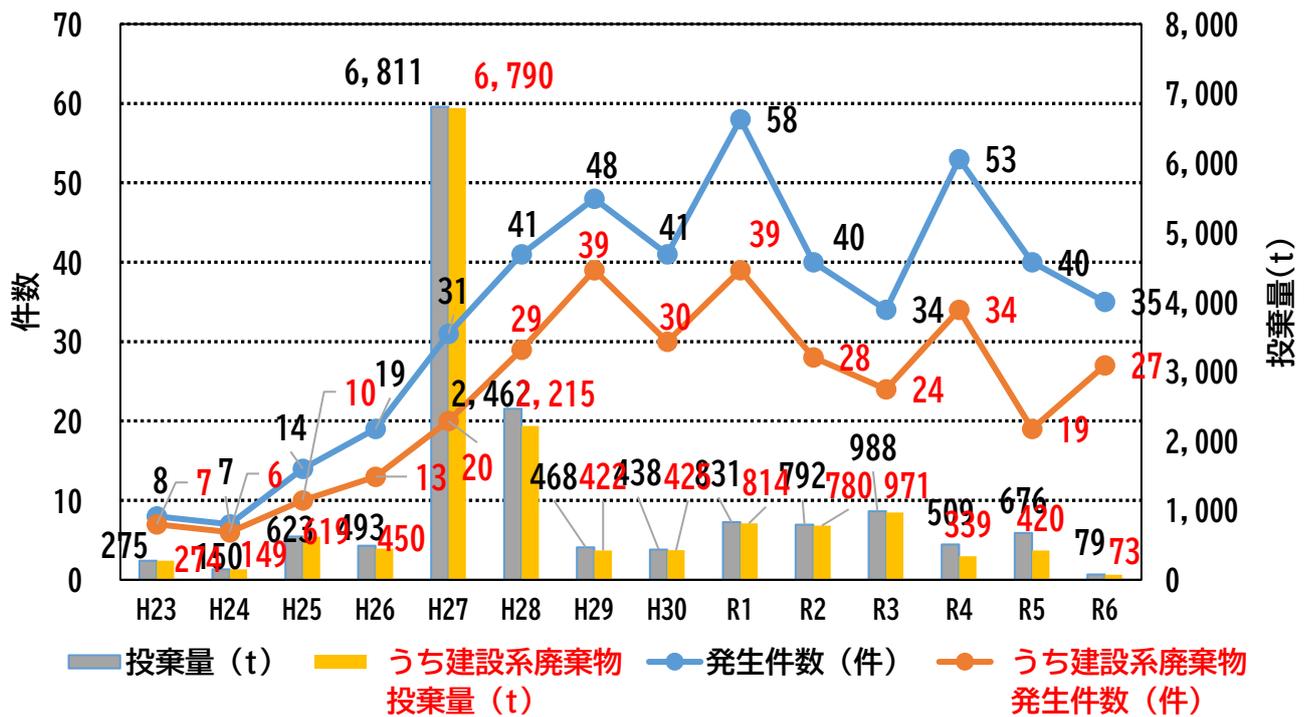


図4 不法投棄事案の推移

取組の成果と今後の課題

○ 施策体系一覧

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	2-1 循環関連産業の育成及び支援
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進
4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進
	4-2 食品ロス等対策の推進
5 人材育成とICTの活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

三重県循環型社会形成推進計画の進捗状況（総括表）

基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決に向けて～

取組方向	施策	主な取組	目標（現状値 → 令和7年度の目標値）																					
取組方向1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	施策1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進	○ 「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」による「資源のスマートな利用」の促進	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）</td> <td>—</td> <td>1,001 件</td> <td>1,262 件</td> <td>1,296 件</td> <td>1,327件</td> <td>1,500 件</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	—	1,001 件	1,262 件	1,296 件	1,327件	1,500 件							
		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																	
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	—	1,001 件	1,262 件	1,296 件	1,327件	1,500 件																		
施策1-2 市町との連携の推進	○ 市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数（累計）</td> <td>—</td> <td>13 件</td> <td>59 件</td> <td>126 件</td> <td>318件</td> <td>400 件</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数（累計）	—	13 件	59 件	126 件	318件	400 件								
	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																		
市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数（累計）	—	13 件	59 件	126 件	318件	400 件																		
取組方向2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	施策2-1 循環関連産業の育成及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷低減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援 ○ 資源循環の促進に向けたガイドラインの策定 ○ 循環関連産業におけるDXの推進 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）</td> <td>—</td> <td>3 件</td> <td>6 件</td> <td>9 件</td> <td>12件</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>②ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合</td> <td>—</td> <td>70.9 %</td> <td>81.7 %</td> <td>81.3 %</td> <td>74.2 %</td> <td>80 %</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	①高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）	—	3 件	6 件	9 件	12件	15 件	②ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	—	70.9 %	81.7 %	81.3 %	74.2 %	80 %
		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																	
①高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）	—	3 件	6 件	9 件	12件	15 件																		
②ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	—	70.9 %	81.7 %	81.3 %	74.2 %	80 %																		
施策2-2 資源の循環的利用の促進	○ 認定リサイクル製品の普及・利用拡大	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）</td> <td>—</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> <td>5 件</td> <td>7件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）	—	2 件	4 件	5 件	7件	10 件								
	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																		
認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）	—	2 件	4 件	5 件	7件	10 件																		
取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保	施策3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良認定処理業者の育成と委託の促進 ○ PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導等 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処理業者の優良認定業者委託率</td> <td>24.5 % (H30年度)</td> <td>30.9 % (R2年度)</td> <td>33.5 % (R3年度)</td> <td>44.6 % (R4年度)</td> <td>50.7 % (R5年度)</td> <td>50 % (R6年度)</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	産業廃棄物処理業者の優良認定業者委託率	24.5 % (H30年度)	30.9 % (R2年度)	33.5 % (R3年度)	44.6 % (R4年度)	50.7 % (R5年度)	50 % (R6年度)							
		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																	
	産業廃棄物処理業者の優良認定業者委託率	24.5 % (H30年度)	30.9 % (R2年度)	33.5 % (R3年度)	44.6 % (R4年度)	50.7 % (R5年度)	50 % (R6年度)																	
	施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物の排出事業者等に対する研修会等を通じた意識向上 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建設系廃棄物の不法投棄件数</td> <td>11～13 件</td> <td>12 件</td> <td>11 件</td> <td>8 件</td> <td>5件</td> <td>10 件以下</td> </tr> <tr> <td>②人材育成のための講習会等への参加人数（累計）</td> <td>686 人</td> <td>891 人</td> <td>1,874 人</td> <td>3,064 人</td> <td>4,334人</td> <td>5,000 人</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	①建設系廃棄物の不法投棄件数	11～13 件	12 件	11 件	8 件	5件	10 件以下	②人材育成のための講習会等への参加人数（累計）	686 人	891 人	1,874 人	3,064 人	4,334人	5,000 人
	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																		
①建設系廃棄物の不法投棄件数	11～13 件	12 件	11 件	8 件	5件	10 件以下																		
②人材育成のための講習会等への参加人数（累計）	686 人	891 人	1,874 人	3,064 人	4,334人	5,000 人																		
施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政代執行を継続している3事案の工事の実施 ○ 対策完了した事案のモニタリング 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率</td> <td>65 % (R1年度)</td> <td>80 %</td> <td>95 %</td> <td>100 %</td> <td>100%</td> <td>100 %</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65 % (R1年度)	80 %	95 %	100 %	100%	100 %								
	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																		
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65 % (R1年度)	80 %	95 %	100 %	100%	100 %																		
施策3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	○ 災害廃棄物の適正処理に向けた人材育成や関係機関との連携強化	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数（累計）</td> <td>—</td> <td>21 人</td> <td>31 人</td> <td>37 人</td> <td>73人</td> <td>78 人</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数（累計）	—	21 人	31 人	37 人	73人	78 人								
	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）																		
県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数（累計）	—	21 人	31 人	37 人	73人	78 人																		

三重県循環型社会形成推進計画の進捗状況（総括表）

基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
 ～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決に向けて～

取組方向	施策	主な取組	目標（現状値 → 令和7年度の目標値）						
取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	施策4-1 プラスチック対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業 ○ 海洋プラスチック対策に資するごみ拾いアプリの導入 		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			①廃プラスチック類の再生利用率	61.6% (H30年度)	61.3% (R2年度)	60.6% (R3年度)	59.7% (R4年度)	64.0% (R5年度)	70% (R6年度)
	②プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数（累計）	-	2件	4件	6件	8件	10件		
取組方向5 人材育成とICTの活用	施策4-2 食品ロス等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県食品提供システム「みえ～る」の参加企業・団体の拡大 ○ 市町と連携したフードシェアリングサービスの導入 		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			①食品ロス削減率	家庭系 49,219 t 事業系 41,357 t (R2年度)	34.9%減 事業系 4.0%増 (R3年度)	家庭系 19.2%減 事業系 5.2%減 (R4年度)	家庭系 43.4%減 事業系 6.6%減 (R5年度)	家庭系 10%減 事業系 10%減 (R6年度)	
	②食品ロス削減モデル取組数（累計）	-	2件	3件	4件	4件	5件		
施策5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICTやDXに関するセミナー等の開催 		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）	
		資源循環分野においてICTを活用できる人材の数（累計）	-	30人	45人	117人	195人	140人	
施策5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信									

取組方向1 パートナーシップで取り組む「3R+R」

取組の方向性



循環型社会の構築に向けた課題を解決するため、廃棄物に関わるあらゆる主体（県民、事業者、行政、関係団体等）が、法令に定められた義務だけでなく、社会的に期待される役割等を果たすことが求められており、それぞれの特性や資源を最大限に生かすべく取組を推進することで、効率的、効果的に「3R+R」の促進や廃棄物の適正処理につなげていく必要があります。また、各主体が自らの役割に沿って取組を進めるなかで、外部から先進的なノウハウや技術を取り入れるとともに、他の主体と廃棄物問題に関する新しい視点や考え方を共有することが重要となってきています。

このため、様々な主体と課題を共有し、自発的な参画を得ながら連携・協創するパートナーシップの取組を積極的に進めていきます。とりわけ、県民や事業者等の排出者としての意識や行動を変えていくための啓発や情報発信の取組において効果的であると考えられます。

事業者等とのパートナーシップによる取組の推進においては、更なる廃棄物の「3R+R」の推進に向けて、ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図るため、事業者とのパートナーシップにより資源のスマートな利用など自主的な取組を促進することが重要です。また、廃棄物処理業者は、社会を支える重要なインフラであることから、規制の対象としてだけでなく、循環型社会の構築に向けたパートナーとして位置づけ、業界団体等と協力して自主的な取組を促進します。さらに、県民に廃棄物の「3R+R」を分かりやすく伝えることが重要であることから、国や市町、関係団体等と協力して多様な手段による啓発活動を実施します。

市町との連携の推進においては、一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町は重要なパートナーであり、市町の取組を通して、或いは市町と連携しながら、より効率的、効果的にごみの減量に向けた啓発等を行い県民の環境意識の向上を図ります。また、市町とともにプラスチックごみ対策や食品ロス対策などの社会的課題に取り組むとともに、市町における廃棄物処理事業のICT化支援や人口減少社会を踏まえた新たなごみ処理体制の構築に向けた検討や調整などを行い、国の動向も注視しつつ、更なる一般廃棄物の発生・排出抑制や再資源化などを推進していきます。

■施策1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(令和2年度からの累計)	1,001件	1,262件	1,296件	1,327件	1,500件

現計画での取組成果

- ・事業者に対しては、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクルの各段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を推進する「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」(令和2年10月開始)により、事業者による自主的な取組を促進しています。優良な取組に選定した事業者に感謝の意を示すため感謝状を贈呈しています。
- ・産業廃棄物を年間1,000トン以上排出する多量排出事業者に対し、事業者自らが排出状況については把握し、次年度以降の更なる発生抑制、リサイクル及び適正処理につながるよう、指導員による個別支援・助言を行っています。

今後の課題

- ・「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の普及を図るとともに、事業者による優良な取組の情報発信を積極的に行い、取組を一層促進する必要があります。
- ・産業廃棄物処理計画書の作成を通じて、多量排出事業者による更なる取組を促進する必要があります。

■施策1-2 市町との連携の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数(累計)	13件	59件	126件	318件	400件

現計画での取組成果

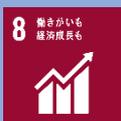
- ・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、市町が導入したごみ分別アプリやSNSを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する普及啓発を実施しており、これまで県内市町において、「ごみ分別」、「食品ロス削減」、「海ごみゼロウィーク」などについて、延べ318件の情報発信を行いました。

今後の課題

- ・県民の皆さんの「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、市町等と連携し、アプリ、SNS等によりプラスチックごみ対策や食品ロス削減等、県が広域に情報の発信を行っていく必要があります。

取組方向2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

取組の方向性



更なる資源の循環利用に向けたイノベーション、新たなビジネスモデルの創出や、「資源のスマートな利用」を促進していく必要があり、こうした取組において主導的な役割を果たす製造、流通、販売等の事業者や廃棄物処理業者など資源循環に関わる事業者の主体的かつ先導的な取組を一層促進するための支援を行うとともに、これらの事業者の取組を通じて、消費者の行動変革を促し、社会全体の「3R+R」に向けた動きを加速させるよう、連携した取組を進めていきます。

循環関連産業の育成及び支援においては、生産・流通から廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を徹底する、資源のスマートな利用を促進するため、県の公設試験研究機関における企業等との共同研究をするほか、産業廃棄物税を活用し、高度なリサイクル等に対する補助、「3R+R」を促進するため支援をすることで、循環関連産業の振興につなげます。また、生産・流通事業者はライフサイクル全体における資源循環において主導的な役割が期待できることから、これら事業者の主体的な取組を一層促進し、これら事業者と連携して社会全体の「3R+R」の促進に向けた動きが加速するよう、県民一人ひとりの行動変革につながる取組を推進します。また、関係する主体が相互に連携し、地域の資源を持続可能なかたちで活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組みます。

資源の循環的利用の促進においては、認定リサイクル製品の普及・利用拡大に向け取り組むとともに、原料に再生資源等を用いるなど環境に配慮したリサイクル製品の開発や利用を促進します。また、リサイクル製品のPRを行うなど、これらリサイクル製品を開発する事業者の取組を積極的に発信していきます。さらに、天然資源投入量を抑制し廃棄物の再生可能資源への転換及びその活用を促進します。なお、廃棄物の発生・排出抑制や再資源化を進めるなかで排出された不用物については、可能な限り再生エネルギーとして活用できるよう関係機関等と連携し取組を進めます。

■施策2-1 循環関連産業の育成及び支援

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数(累計)	3件	6件	9件	12件	15件
ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	70.9%	81.7%	81.3%	74.2%	80%

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物税を財源とした補助制度により、高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備導入及び研究を促進しています。
- ・資源循環と経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進に取り組んでいます。
- ・大量廃棄が懸念される使用済み太陽光パネルの効率的な回収からリサイクルまでの仕組みの構築に向けて検討を進めています。

今後の課題

- ・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進・再生可能利用資源の利用を拡大するとともに、地球温暖化等の新たな社会的課題の解決にも資するため、さまざまな主体との連携による再資源化の高度化に取り組むとともに、助成制度を継続的に見直していく必要があります。

■施策2-2 資源の循環的利用の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数(累計)	2件	4件	5件	7件	10件

現計画での取組成果

- ・認定リサイクル製品の利用促進を図るため関係機関に広く情報提供するとともに、品目拡大を図るため認定リサイクル製品の開発をめざす事業者への技術支援を行っています。
- ・認定リサイクル製品の利用促進に向けて、リサイクル製品の認定制度を的確に運用するとともに、品質及び安全性の確保のため事業者への立入検査や同製品の安全性の確認調査を実施しています。

今後の課題

- ・「3R+R」のさらなる促進に向け、再生可能資源の優先使用を進めるとともに、市町や事業者に対しても、その使用が進むよう啓発を行っていく必要があります。

取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保

取組の方向性



廃棄物処理の安全・安心と環境保全を確保するため、電子マニフェストの活用促進、優良認定事業者の育成の推進などを通じ、排出事業者の意識の向上を図りながら、有害物質を含む廃棄物の適正処理を推進します。また、市町における一般廃棄物の適正処理を促進するための支援等を行います。

近年増加傾向にある建設系廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理に対応するため、重層的な構造によって行われる場合に曖昧となる排出事業者責任の徹底を図る“上流対策”、不法投棄等不適正処理行為者に厳格に対応する“下流対策”を進め、新しい技術を取り入れることにより的確な監視・指導を行います。

過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案について、引き続き地元及び関係機関と十分に調整し、環境修復事業を産廃特措法の期限までに完了させます。また、事業終了後においても環境モニタリングと地元とのリスクコミュニケーションを実施することにより、地域住民の安全・安心の確保に向けて適切に対応していきます。

災害廃棄物の処理においては、「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物は可能な限り迅速かつ適正に処理することとし、リサイクル可能な廃棄物についてはできる限りリサイクルし、処理が困難な場合には焼却処理や埋立処分を行います。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会的影響を及ぼす状況下においても、災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に処理されるよう、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や確保を推進するとともに、廃棄物処理施設の強靱化の促進や関係者との連携体制の強化に取り組むことで、災害廃棄物の処理体制をより実効性のあるものに整備していきます。

■施策3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率	30.9% (令和2年度)	33.5% (令和3年度)	44.6% (令和4年度)	50.7% (令和5年度)	50% (令和6年度)

現計画での取組成果

- ・ 排出事業者に対しては、個別訪問等により優良認定処理業者の活用促進や電子マニフェストの活用促進について普及啓発に取り組むことで排出事業者責任の徹底を図りました。また、産業廃棄物処理業者に対しては、優良認定取得に向けた研修会を開催し、優良認定取得の促進に取り組みました。その結果、多量排出事業者による優良産廃処理業者への委託率は30.9%（令和2年度実績）から50.7%（令和5年度実績）、電子マニフェストの活用率は73.7（令和2年度実績）から80.2%

(令和5年度実績)、優良認定件数は416件(令和3年度実績)から517件(令和6年度実績)となりました。

- ・RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく、新たにごみ処理体制に円滑に移行できるよう、RDFの製造を終了した市町の施設整備に対する支援を行っています。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、立入検査等で管理状況等を把握しつつ、適正処理が進むよう指導を行っており、適正に管理されないおそれのあるPCB廃棄物の保管事業者に対し立入検査等を実施しました。(令和3年度から令和6年度までの立入検査等の累計:446件)

今後の課題

- ・県内の産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、排出事業者に対して優良認定処理業者の活用促進等による排出事業者責任の徹底を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対する優良認定取得の働きかけを行っていくことが必要です。
- ・RDF関係団体の新たにごみ処理体制への円滑な移行については、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行う必要があります。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、処分期間内に確実に適正処理されるよう指導等が必要です。

■施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件	11件	8件	5件	10件以下
人材育成のための講習会等への参加人数 (令和2年度からの累計)	891人	1,874人	3,064人	4,334人	5,000人

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物の不法投棄等に対しては、遠隔操作型監視カメラやドローン等の資機材を充実、有効活用するとともに、スマートフォンによる不法投棄通報システムといったICTの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図りました。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視・指導を行いました。
- ・不適正処理の初期段階から警察等との連携を図り、行為者等への指導等を行いました。悪質な事案については行政処分を行うなど違反行為に対しては厳正に対処しました。
- ・廃棄物の不法投棄対策としては、受注者(元請業者)を対象とする研修会を行い延べ4,334名の参加者に対して廃棄物処理法等の関係法令の講習を実施しました。
- ・また、解体工事に関係する法令を所管する行政機関や関係業界団体が参画する「解体工事に係る連絡調整会議」(令和3年度設置)において、解体廃棄物の適正処理等に向けた協議・検討を進めています。令和4年度には、解体工事に係る各種法令による規制等をわかりやすく解説した「法令周知

- マンガ」を作成するとともに、令和6年度に、「法令周知マンガ」の外国語版を作成しました。
- ・令和4年度に運用を開始したスマートフォンによる不法投棄通報システム「スマホ110番」では、令和6年度までに153件（令和4年度37件、令和5年度62件、令和6年度54件）の通報を受信しました。
 - ・解体工事現場の集中パトロールや産廃条例に基づく「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等」の実施状況調査を実施し、不法投棄の大半を占める建設系廃棄物の排出事業者に指導を行いました。

今後の課題

- ・引き続き、「計画的な監視・指導」「資機材等の積極的な活用」「警察等との連携」「厳正な対応」を行う必要があります。
- また、「研修会の開催」「解体工事に係る連絡調整会議の取組強化」「産廃条例規定に基づく的確な指導」「法令周知マンガの活用」により廃棄物処理法で規定されている排出事業者責任の徹底等がされるよう取組を進める必要があります。
- ・行政処分に至った事案（令和元～6年度）のうち、違反に至った要因を調査したところ、「法律の理解不足」によるものが一番多かったことから、引き続き、法令の周知啓発の取組が必要です。
- ・不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正のため、関係機関等と連携、協働して広報啓発活動等を行い、引き続き、不法投棄に関する情報提供を呼びかける必要があります。

■施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	80%	95%	100%	100%	100%

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物の不法投棄等不適正処理により生活環境保全上の支障のおそれが生じた4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、令和4年度末までに、行政代執行によるすべての対策工事が完了しました。令和5年度以降は、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図ることで安全・安心を確保しています。

今後の課題

- ・行政代執行による対策工事を完了した4事案について、引き続き生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためのモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る必要があります。

■施策3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
県が災害廃棄物に関する研修会を開催し育成した人材の数(累計)	21人	31人	37人	73人	78人

現計画での取組成果

- ・大規模災害が発生した場合において災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、これまでの知見を共有するセミナー等を継続的に開催し、人材育成や関係機関との連絡・訓練に取り組み、これまでに災害廃棄物処理スペシャリスト講座を通じて73名(市町等42名、県31名)を育成しました。
- ・市町の実際の仮置場候補地で、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成に取り組んでいます。

今後の課題

- ・南海トラフ地震や風水害等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を整備するとともに、仮置場候補地での実地訓練の実施等を通して、さらに現場対応力を高める人材育成を進める必要があります。

取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

取組の方向性



プラスチックは、その素材としての長所から私たちの暮らしに広く浸透していますが、一方で、ごみとして排出された場合、複合素材のものや汚れたものは、コストや技術の面から資源として有効利用されにくいこと、また、腐食しないため長期に亘り環境中に留まることなどの課題があります。このため、回避可能な使用は合理化したうえで、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生素材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に適切に切り替えるとともに徹底したリサイクルによる再生利用等を図る必要があります。海洋環境への影響を低減するため、陸域から河川等を通じて、海域に流出しているプラスチックの流出実態を把握したうえで、効果的な対策を講じていく必要があります。こうしたことを踏まえ、プラスチックごみの排出を抑制し、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減させつつ更なる資源循環を促進するため、高度なリサイクルシステムの構築を進めるとともに単純焼却や埋立処理されているプラスチックの有効活用を促進します。特にプラスチック資源循環の高度化に係る象徴的な取組として、ペットボトルの水平リサイクルを促進します。また、リサイクル製品の環境面、経済面における価値が高まり、使用済プラスチックが資源として活用される取組が進むよう、県民や事業者にとって、プラスチック資源循環が身近に感じられるような啓発等の取組を展開していきます。取組の推進にあたっては、事業者の持つ先進的な技術や知見を積極的に活用することから、事業者をはじめ市町、団体、研究機関等とも連携し、取組を実施します。さらに、海域への流出防止などに取り組むため、様々な主体との連携による不法投棄防止のための啓発を進めるとともに、再生可能資源への転換に向けた調査研究等を実施します。

県内の家庭系食品ロスについて、令和元年度に県が実施した家庭系ごみの組成調査結果では、一般廃棄物のうち食品廃棄物に占める食品ロスは約3割あり、そのうち約6割が手をつけられずに捨てられている食品となっています。家庭系食品ロスを削減するためには、県民一人ひとりが食べ物を無駄にしない意識を持ち、行動につなげていくことが重要です。このため、市町と連携し、学識者や関係機関の協力を得ながら食品ロス削減に向けた行動につなげていくモデル事業に取り組むとともに、アプリ等を活用し、食品ロス削減につながるノウハウやツールの提供などを行いながら啓発を進めます。また、市町の協力を得ながら定期的に排出実態を把握していきます。一方、事業系については、国の報告によると、主な食品ロスの発生要因としては食品製造業や卸・小売業が規格外品、返品、売れ残り、外食産業が作りすぎ、食べ残しなどであり、業種に応じた対策の実施が重要となります。また、食品ロスや食品ロス以外の食品廃棄物それぞれの削減に向けた対策に取り組む必要があります。このため、業種毎の排出実態を把握しつつ、事業者の自主的な取組を促進するための事業者のネットワークを形成し拡大します。そうした取組を足がかりに、例えば、フードチェーンにおいて発生する食品ロスの商習慣の見直しによる削減や、外食産業等で発生する食品廃棄物のエネルギー利用を含む再生利用につながる食品廃棄物リサイクルループの構築について、関係者と連携して取り組んでいきます。また、食品事業者から発生する未利用食品が生活困窮者等に効果的に提供されるよう取り組みます。

■施策4-1 プラスチック対策の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
廃プラスチック類の再生利用率	61.3% (令和2年度)	60.6% (令和3年度)	59.7% (令和4年度)	64.0% (令和5年度)	70% (令和6年度)
プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数(累計)	2件	4件	6件	8件	10件

現計画での取組成果

- ・プラスチックごみ対策については、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の実施、「三重県庁プラスチックスマートアクション」の取組、マイバック・マイボトルの利用の呼びかけやウォーターサーバーの設置等により、ワンウェイプラスチックの削減の取組を進めています。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、令和4年度から、県民が楽しみながらごみ拾いできる「ごみ拾いSNSピリカ」を導入し、「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」としてその活動が見える化することにより活動内容を共有する等、継続的な散乱ごみ対策を進めています(参加人数13,260人、拾われたごみの数1,695,525個(令和6年度末))。
- ・マテリアルリサイクルの促進を図るため、令和6年4月から使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステムの運用を開始しました。
- ・色柄付き発泡トレイの水平リサイクルの仕組みの構築に向け、分別状況や普及に向けた課題整理を行いました。

今後の課題

- ・カーボンニュートラルに向けて、ワンウェイプラスチックの削減の取組を引き続き進めるとともに、代替素材を用いた製品の利用、高度なりサイクル(マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクル)等の3R+Rが実施できるよう、マッチングシステムの普及・運用を通して事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図る必要があります。
- ・さまざまな主体との連携により、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題解決を支援していく必要があります。
- ・海洋プラスチックごみ対策については、スポGOMI大会や「ごみ拾いSNSピリカ」を活用したごみ拾いが見える化など、自らできる具体的な取組を通じて県民の行動変容を促していく必要があります。

■施策4-2 食品ロス等対策の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
食品ロス量 削減率	家庭系 ー (49,219t) (令和2年度)	34.9%減 (32,030t) (令和3年度)	19.2%減 (39,762t) (令和4年度)	43.4%減 (27,847t) (令和5年度)	家庭系 10%減 (44,297t) (令和6年度)
	事業系 ー (41,357t) (令和2年度)	4.0%増 (42,998t) (令和3年度)	5.2%減 (39,227t) (令和4年度)	6.6%減 (38,646t) (令和5年度)	事業系 10%減 (37,221t) (令和6年度)
食品ロス削減 モデル取組数 (累計)	2件	3件	4件	4件	5件

現計画での取組成果

- ・事業系食品ロスの削減に向けて、発生抑制や未利用食品の活用などに取り組む必要があります。県内の食品小売業（スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、JA直売所）では、期限切れや期限間近で廃棄されることによって発生する食品ロスを削減するため、「すぐ食べるなら、期限の近い方から順番に取ってね」と呼びかけるレールポップやポスターを掲示しています。また、飲食店における食べ残しにより廃棄されることになる食品ロスを削減するため、箸袋を配布し、業種による排出特性に応じた取組を進めています。
- ・食品ロスの削減と、フードバンク活動を通じた生活困窮者支援を目的として、ICTの活用により食品関連企業・団体とフードバンク活動団体等との間で、食品の提供及び受取に関する連絡調整が容易に行える「三重県食品提供システム」（通称「みえ～る」）を開発し、令和3年7月に運用を開始しました。令和6年度末までに、101事業所に参加いただき、29,010kgの食品が提供されています。

今後の課題

- ・家庭系食品ロスについて、家庭系食品廃棄物に占める食品ロス量の割合が全国に比べ低いものの、手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれており、今後も食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、さらなる削減に向け、行動につなげる必要があるため、市町と連携して県民の皆さんに向けた啓発を進めていく必要があります。
- ・事業系食品ロスの削減に向けて、業界団体や県の各部局の持つネットワークを活用し、三重県食品提供システム「みえ～る」の参加団体を拡大していくとともに、業界と連携した取組を進めていく必要があります。

取組方向5 人材育成とICTの活用

取組の方向性



持続可能な循環型社会の構築に向けて、世界的な資源制約や気候変動、さらには社会的課題の解決に対応していくため、あらゆる事業者にSDGsやSociety 5.0の視点も踏まえたイノベーションや積極的なチャレンジが求められており、これまでの3Rに加え、Renewableにも取り組む必要が高まってきています。SDGsの観点からは、拡大生産者責任を果たすこと、生産、流通、リサイクルなどの段階における天然資源投入量や二酸化炭素排出量の抑制、プラスチック対策や食品ロス等の削減などの課題に対応する必要があります。また、Society 5.0の観点からは、AIやロボット等のICT、データサイエンスの手法を積極的に活用し、事業の効率化や高付加価値化、新たなサービスの提供、働き方改革などにつなげていく必要があります。さらに、異業種も含めた事業者間の連携、或いは、行政や研究機関、NPO、消費者などとの連携により、自らの経営資源では成果を上げることが難しいような課題に取り組むことが期待されます。

三重県においても、資源の循環利用や廃棄物の処理について、単に法律の要件や規制基準等を満たしながら事業を進めるだけでなく、環境変化を踏まえて、環境負荷の一層の低減や社会的課題の解決などの観点から、積極的にイノベーションに取り組む事業者や新たな取組にチャレンジする事業者が増えるとともに、そのような気運が産業全体に広がることが重要です。そのことが、県内の循環関連産業の振興、ひいては「3R+R」の一層の促進につながると考えられます。

事業者等がこうした取組を進めるためには、企業経営や技術開発等さまざまな面で組織をリードする人材やICTを活用する環境が必要です。しかし、県内の事業者においては、人材の育成・確保が課題となっていると認識しており、県としてそうした課題の解決に向けて支援していきます。また、支援するためのツールとして、ICTを活用する環境を整備します。さらに、多様化する様々なコミュニケーションツールを柔軟かつ効果的に活用し、廃棄物行政におけるサービスの質や利便性の向上も図るとともに、県の取組が県民にしっかり伝わるよう、情報発信をしていきます。

■施策5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成

■施策5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
資源循環分野においてICTを活用できる人材の数(累計)	30人	45人	117人	195人	140人

現計画での取組成果

- ・毎年資源循環セミナーを開催し、最新の資源循環分野の動向や循環関連産業に関する取組について情報提供を行いました。
- ・関係機関と連携し、経営者層や担当者など階層ごとの人材育成に取り組みました。
- ・電子マニフェストシステムの操作について、実務的な操作方法を経験し習得する研修会を開催し、ICTを活用できる人材を育成しました。

今後の課題

- ・資源の循環や廃棄物の処理について、環境負荷の一層の低減や社会的課題の解決の観点から、積極的にイノベーションに取り組む事業者や新たな取組にチャレンジする事業者が増えるとともに、そのような機運が産業全体に広がるよう、循環型社会の構築に向けた人材の育成やスマートなシステムの体制整備と情報発信が必要です。
- ・強靱で自律分散型のスマートな資源循環システムの構築をめざし、資源循環を担う人材の育成や、ICTの活用等を促進していく必要があります。

次期「三重県循環型社会形成推進計画」に係る基本的な考え方

1 策定趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

県では、平成16年、平成23年、平成28年と3度に亘って策定し、廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進と廃棄物の適正処理に係る施策を推進してきました。現計画は令和3年3月に策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更し、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進しています。

現計画の対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢を踏まえ、今後5年間（令和8年度～令和12年度）を対象期間とする新たな計画を策定します。

「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進するため、新たな計画を策定するものです。

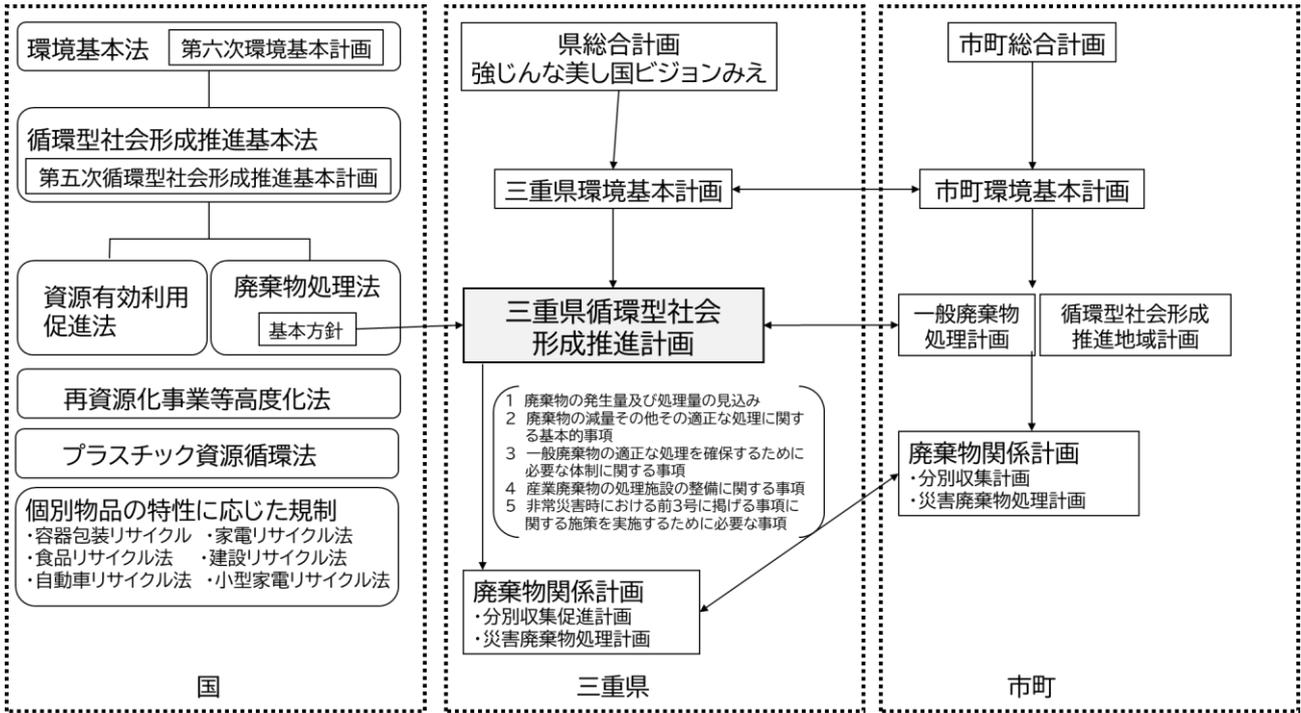
2 計画の位置付け

本計画は、「強じんな美し国ビジョンみえ」と整合を図り、「三重県環境基本計画」で掲げる5本の施策の柱のうちの1本である「循環型社会の構築」を実現するためのものであり、市町が策定する「一般廃棄物処理基本計画」と連携しつつ、「三重県PCB廃棄物処理計画」や「三重県災害廃棄物処理計画」などの廃棄物関係の個別計画の指針となるものです。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の位置づけになりますが、同条第2項第5号に規定される非常災害時の廃棄物への具体的な対応については、「三重県災害廃棄物処理計画」に依ることとし、本計画においては災害廃棄物処理に関する施策や取組について定めます。

また、食品ロスの削減に係る取組については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても本計画に位置づけます。

計画の位置づけ（イメージ図）



3 計画の対象期間

本計画においては、2050年カーボンニュートラルも見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12（2030）年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応する必要があるため、対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 基本理念

（はじめに）

明日に希望をもって高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現をめざし、2050年カーボンニュートラルも見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応する。

そのため、廃棄物処理の安全・安心の確保とともに、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けた考え方を施策のベースとしながら、廃棄物・資源循環行政を取り巻く環境変化や新たな潮流への対応も重視しながら取り組んでいく。

【循環経済への移行】

- ・社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、社会全体での最適化を

図り、資源循環への取組を通じて、環境、経済、社会の統合的な向上を図る。

- ・循環経済への移行を見据え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す取組を促進する。

【カーボンニュートラル】

- ・「ミッションゼロ 2050 みえ」の達成にむけて、廃棄物の3R、適正処理の推進や社会的課題の解決等を掲げており、資源循環が脱炭素に貢献するよう取り組んでいく。

【さまざまな主体との連携】

- ・さまざまな主体が地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等に積極的に参加したり、事業者、NPO・NGO等の民間団体の活動に協力したりする機運の醸成に取り組んでいく。
- ・四日市コンビナートでは、カーボンニュートラル社会に貢献するコンビナートを実現するための取組を推進しているほか、県内には多くの観光資源があり観光客の来県があるなど、三重県の特徴を踏まえた取組を進めていく。
- ・海洋ごみ対策の推進のため、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進するとともに、実態調査や一斉清掃に取り組んでいく。
- ・地域において廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、様々な主体間の利害を調整しパートナーシップを構築できる調整力を持った人材、既存の概念にとらわれずに新たな仕組みを構築し実行していく人材の育成に取り組んでいく。

5 取組方向

基本理念をふまえた持続可能な循環型社会の構築を目指すための今後の取組方向（案）

取組方向1 安全・安心の確保

- ・循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
- ・優良な事業者・処理業者の育成
- ・不法投棄等の不適正処理事案への対応

取組方向2 循環資源の利用促進

- ・資源確保から生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階での徹底した資源循環の促進
- ・動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進
- ・地域のコーディネーター

取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

- ・災害時の廃棄物処理体制の強化・充実
- ・ハード面・ソフト面での廃棄物処理体制の確保

(参考) これまでの取組方向と新たな取組方向の関係

取組方向	主な内容
取組方向1 安全・安心の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保 ・優良な事業者・処理業者の育成 ・不法投棄等の不適正処理事案への対応
取組方向2 循環資源の利 用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源確保から生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階での徹底した資源循環の促進 ・動静脈連携(事業者間連携)を通じた市場価値創出の促進 ・地域のコーディネート
取組方向3 持続可能な廃 棄物処理体制 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物処理体制の強化・充実 ・ハード面・ソフト面での廃棄物処理体制の確保

現在の計画

取組方向	施策
1 パートナーシッ プで取り組む「3 R+R」	1-1 事業者等とのパートナ シップによる取組の推 進
	1-2 市町との連携の推 進
2 循環関連産業 の振興による「3 R+R」の推 進	2-1 循環関連産業の育成 及び支援
	2-2 資源の循環的利用の 促進
3 廃棄物処理の 安全・安心の確 保	3-1 廃棄物の適正処理と透 明性の確保
	3-2 産業廃棄物の不法投 棄等の未然防止と早 期発見・早期是正
	3-3 産業廃棄物の不適正 処理の是正措置の推 進
	3-4 災害廃棄物の適正か つ迅速な処理に向けた 取組の推進
4 廃棄物政策を 通じた社会的課 題の解決	4-1 プラスチック対策の 推進
	4-2 食品ロス等対策の 推進
5 人材育成とICT の活用	5-1 循環型社会の構築に 向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの 体制整備と情報発信



次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策定スケジュール

	審議会・部会開催等
令和6年12月26日	三重県環境審議会（諮問、部会の設置）
令和7年3月14日	<u>第1回三重県環境審議会廃棄物部会</u> 三重県循環型社会形成推進計画の進捗状況
5月29日	<u>第2回三重県環境審議会廃棄物部会</u> 基本的な考え方
7月頃	<u>第3回三重県環境審議会廃棄物部会</u> 中間案
8月頃	三重県環境審議会 中間案の報告
10月頃	パブリックコメント 市町意見照会
12月頃	<u>第4回三重県環境審議会廃棄物部会</u> 最終案
12月頃	三重県環境審議会 最終案の報告、答申
令和8年3月	計画策定、公表